

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、土質調査業務委託(大木戸 8-1)（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 本特記仕様書は共通仕様書を補完する。

第2条 履行場所

千葉市緑区大木戸町1 4 1 7

第3条 履行期間

履行期間は、契約日の翌日から90日間とする。

第4条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類の様式は、監督員の指示によるものとする。

第2章 業務内容

第5条 業務の目的

本業務は、大木戸浄水場の土質調査を行い、物理特性等を把握することを目的とする。

第6条 作業項目

作業項目は、以下のとおりとする。ボーリング箇所について、変更が生じた場合、監督員に確認し、位置がわかるよう図面を作成すること。また、サンプリングの位置についても確認の上実施すること。

1) 機械ボーリング

土質ボーリング（ノンコアボーリング）

2) 原位置試験（試験の方法はJIS規格によるものとする）

標準貫入試験

3) 解析等調査

既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ

4) その他調査

PS 検層

第3章 その他

第7条 打合せ

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ終了後速やかに提出するものとする。

なお、打合せ回数は3回（中間打合せ1回）を予定するものとする。

第8条 成果品の提出

成果品は下記により提出するものとする。

1. 電子ファイル（CD-ROM） 2部（図面 CAD データ、電子納品を含む）
2. 報告書（製本・A4） 1部
3. その他監督員が指示するもの 1式

なお、報告書の表紙は監督員の指示によるものとする。

第9条 中間成果の提出

発注者は、業務履行中に中間成果の提出を求めることがある。その際、受注者は速やかに指示に従うものとする。

第10条 疑義

受注者は、業務履行中疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うものとする。